放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する 法律

第一章総則(第一条・第二条)

(目的)

第一条この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素または放射性発生装置から発生した放射線によって汚染されたもの(以下「放射性汚染物」という。)の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

2この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等 放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物(機器に装 備されているこれらのものを含む。)で政令で定めるものをいう。

3この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器をいう。

4この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。

第二章使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可(第三条一第十二条)

(使用の許可)

第三条放射性同位元素であってその種類若しくは密封の有無に応じて政令で 定める数量を超えるもの又は放射線発生装置の使用(製造(放射性同位元素 を製造する場合に限る。)、詰替え(放射性同位元素の詰替えをする場合に限 り、廃棄のための詰替えを除く。)及び装備(放射性同位元素装備機器に放 射性同位元素を装備する場合に限る。)を含む。以下同じ。)をしようとす る者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなけれ ばならない。ただし、第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器(以下この後、次条及び第三条の三において「表示付認証機器」という。)の使用をする者(当該表示付認証機器に係る第十二条の六に規定する認証条件(次条において「認証条件」という。)に従った使用、保管及び運搬するものに限る。)及び第十二条の五第三項に規定する表示付特定認証機器(次条及び第四条において「表示付特定認証機器」という。)の使用をするものについては、この限りではない。

2前項本文の許可を受けようとするものは、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の 氏名
- 二放射性同位元素の種類、密封の有無及び数量又は放射線発生装置の種類、台数及び性能
- 三 使用の目的及び方法
- 四 使用の場所

五放射性同位元素又は奉書船発生装置の使用をする施設(以下単に「使用施設」という。)の位置、構造及び設備

六放射性同位元素を貯蔵する施設(以下単に「貯蔵施設」という。) の位置、構造、設備及び貯蔵能力

七放射性同位元素及び放射性汚染物を廃棄する施設(以下単に「廃 棄施設」という。)の位置、構造及び設備

(使用の届出)

第三条の二前条第一項の放射性同位元素以外の放射性同位元素の使用をしようとするものは、政令で定めるところにより、あらかじめ、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、表示付認証機器の使用をする者(当該表示付認証機器に係る認証条件に従った使用、保管及び運搬をするものに限る。)及び表示付特定認証機器の使用をするものについては、この限りでない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の 氏名
- 二 放射性同位元素の種類、密封の有無及び数量
- 三 使用の目的及び方法

四 使用の場所

五 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力

2前項本文の届出をしたもの(以下「届出使用者」という。)は、同項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3届出使用者は、第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、原子力規制 委員会規則で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、その旨を原 子力規制委員会に届け出なければならない。

(表示付認証機器の使用をするものの届出)

第三条の三第三条第一項ただし書及び前条第一項ただし書に規定する表示付認証機器の使用をする者(以下「表示付認証機器使用者」という。)は、政令で定めるところにより、当該表示付認証機器の使用の開始から三十日以内に、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の 氏名
- 二 表示付認証機器の第十二条の六に規定する認証番号及び台数
- 三 使用の目的及び方法

2前項の届出をしたもの(以下「表示付認証機器届出使用者」という。)は、 同項各号に掲げる事項を変更したときは、原子力規制委員会規則で定めると ころにより、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け 出なければならない。

(販売及び賃貸の業の届出)

第四条放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、表示付特定認証機器を業として販売し、又は賃貸するものについては、この限りではない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の 氏名
- 二放射性同位元素の種類
- 三 販売所又は賃貸事業所の所在地

2前項本文の規定により販売の業の届け出をした者(以下「届出販売業者」という。)又は同項本文の規定により賃貸の業の届出をした者(以下「届出賃貸業者」という。)は、同項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3届出販売業者又は届出賃貸業者は、第一項第一号に掲げる事項を変更した ときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、変更の日から三十日 以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃棄の業の許可)

第四条の二放射性同位元素又は放射性汚染物を業として廃棄しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2前項の許可を受けようとするものは、次の事項を記載した申請書を原子力 規制委員会に提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の 氏名
- 二 廃棄事業所の所在地
- 三 廃棄の方法

四放射性同位元素及び放射性汚染物の詰替えをする施設(以下「廃棄物詰替施設」という。)の位置、構造及び設備

五放射性同位元素及び放射性汚染物を貯蔵する施設(以下「廃棄物貯蔵施設」という。)の位置、構造、設備及び貯蔵能力

六 廃棄施設の位置、構造及び設備

七放射性同位元素又は放射性廃棄物の埋設の方法による最終的な 処分(以下「廃棄物埋設」という。)を行う場合にあっては、次 に掲げる事項

イ 埋設を行う放射性同位元素又は放射性汚染物の性状 及び量

ロ 放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講 ずる措置

(欠格条項)

第五条次の各号のいずれかに該当する者には、第三条第一項本文または前条 第一項の許可を与えない。

一第二十六条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日 から二年を経過していない者

二この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上 の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのな くなった後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれか に該当する者のあるもの

(使用の許可の基準)

第六条原子力規制委員会は、第三条第一項本文の許可の申請があった場合に おいては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許 可をしてはならない。

- 一使用施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 二貯蔵施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三廃棄施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

四その他放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物による放射線障害のおそれがないこと。

(廃棄の業の許可の基準)

第七条原子力規制委員会は、第四条の二第一項の許可の申請があった場合に おいては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許 可をしてはならない。

- 一廃棄物詰替施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則 で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 二廃棄物貯蔵施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則 で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三廃棄施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

四その他放射性同位元素又は放射性汚染物による放射性障害のお それがないこと。

(許可の条件)

第八条第三条第一項本文又は第四条の二第一項の許可には、条件を付することができる。

2前項の条件は、放射線障害を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受けるものに不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(許可証)

第九条原子力規制委員会は、第三条第一項本文又は第四条の二第一項の許可 をしたときは、許可証を交付する。

2第三条第一項本文の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

- 許可の年月日及び許可の番号
- 二氏名又は名称及び住所
- 三 使用の目的

四放射性同位元素の種類、密封の有無及び数量又は放射線発生装置の種類、台数及び性能

- 五 使用の場所
- 六 貯蔵施設の貯蔵能力
- 七 許可の条件

3第四条の二第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

- 許可の年月日及び許可の番号
- 二氏名又は名称及び住所
- 三 廃棄事業所の所在地
- 四 廃棄の方法
- 五 廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力

六廃棄物埋設に係る許可証にあっては、埋設を行う放射性同位元 素又は放射性汚染物の量

七 許可の条件

4 許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(使用施設用の変更) 第十条第三条第一項本文の許可を受けた者(以下「許可使用者」という。)は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときには、原子力規制委員会規則に定めるところにより、変更の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、その届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。

2許可使用者は、第三条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更(第 六項の規定に該当するものを除く。)をしようとするときは、政令で定める ところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、 その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限 りでない。

3 第六条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。

4第二項の規定により変更の許可を受けようとする許可使用者は、その変更の 許可の申請の際に、許可証を原子力規制委員会に提出しなければならない。

5 許可使用者は、第二項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、許可証を添えてその旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

6 許可使用者は、使用の目的、密封の有無等に応じて政令で定める数量以下 の放射性同位元素又は政令で定める放射線発生装置を、非破壊検査その他政 令で定める目的のため一時的に使用をする場合において、第三条第二項第四 号に掲げる事項を変更しようとするときには、原子力規制委員会規則で定め るところにより、あらかじめ、その旨を原子力規制委員会に届け出なければ ならない。

(廃棄施設等の変更)

第十一条第四条の二第一項の許可を受けた者(以下「許可廃棄業者」という。) は、同条第二項第一項に掲げる事項を変更したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、その届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。

2許可廃棄業者は、第四条の二第二項第二号から第七号までに掲げる事項を 変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の 許可を受けなければならない。

3 第七条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。

4第二項の規定により変更の許可を受けようとする許可廃棄業者は、その変更 の許可の申請の際に、許可証を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第十二条許可使用者および許可廃棄業者は、許可証を汚し、損じ、又は失ったときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に申請し、その再交付を受けることができる。

第二章の二表示付認証機器等(第十二条の二一第十二条の七)

(放射性同位元素装備機器の設計認証等)

第十二条の二放射性同位元素装備機器(次項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)を製造し、又は輸入しようとするものは、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。)並びに当該放射性同位元素装備機器の年間使用時間その他の使用、保管及び運搬に関する条件(運搬に関する条件にあっては、船舶又は航空機による運搬以外の運搬について定める運搬する物についての措置に係るものに限る。以下この章において同じ。)について、原子力規制委員会(その種類に王子政令で定める数量以下の放射性同位元素装備機器にあっては、原子力規制委員会の登録を受けた者(以下「登録認証機関」という。)又は原子力規制委員会)の認証(以下「設計認証」という。)を受けることができる。

2その構造、装備される放射性同位元素の数量等からみて放射線障害のおそれが極めて少ないものとして政令で定める放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに当該放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件(年間使用時間に係るものを除く。)について、原子力規制委員会又は登録認証機関の認証(以下「特定設計認証」という。)を受けることができる。

3 設計認証又は特定設計認証を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会又は登録認証機関に提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の 氏名
- 二 放射性同位元素装備機器の名称及び用途
- 三 放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素の種類及 び数量

4 前項の申請書には、放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件(特定設計認証の申請にあっては、年間使用時間に係るものを除く。次条第一項及び第十二条の六において同じ。)を記載した書面、放射性同位元素装備機器の構造図その他原子力規制委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(認証の基準)

第十二条の三原子力規制委員会又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証の申請があった場合において、当該申請に係る設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件が、それぞれ原子力規制委員会規則で定める放射線に係る安全性の確保のための技術上の基準に適合していると認めるときは、設計認証又は特定設計認証をしなければならない。

2原子力規制委員会又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証のための審査に当たり、必要があると認めるときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次条第二項の規定による検査の実施に係る体制について実地の調査を行うものとする。

(設計合致義務等)

第十二条の四設計認証又は特定設計認証を受けた者(以下「認証機器製造者等」という。)は、当該設計認証又は特定設計認証にかかる放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入する場合においては、設計認証又は特定設計認証に係る設計に合致するようにしなければならない。

2 認証機器製造者等は、当該設計認証又は特定設計認証に係る確認の方法に 従い、その製造又は輸入に係る前項の放射性同位元素装備機器について検査 を行い、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その検査記録を作成 し、これを保存しなければならない。

(認証機器の表示等)

第十二条の五認証機器製造者等は、前条第二項の規定による検査により設計

認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器(以下この条において「認証機器」という。)又は同項の規定による検査により特定設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器(以下この条において「特定認証機器」という。)に、原子力規制委員会規則で定めるところにより、それぞれ認証機器又は特定認証機器である旨の表示を付することができる。

2前項の規定による表示が付された認証機器(以下「表示付認証機器」という。)以外の放射性同位元素装備機器には、同項の認証機器である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3第一項の規定による表示が付された特定認証機器(以下「表示付特定認証機器」という。)以外の放射性同位元素装備機器には、同項の特定認証機器である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第十二条の六表示付認証機器又は表示付特定認証機器を販売し、又は賃貸しようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該表示付認証機器又は表示付特定認証機器に、認証番号(当該設計認証又は特定設計認証の番号をいう。)、当該設計認証又は特定設計認証にかかる使用、保管及び運搬に関する条件(以下「認証条件」という。)、これを廃棄しようとする場合にあっては第十九条第五項に規定する者にその廃棄を委託しなければならない旨その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載した文書を添付しなければならない。

(認証の取消し等)

第十二条の七原子力規制委員会は、認証機器製造業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設計認証又は特定設計認証(以下「設計認証等」という。)を取り消すことができる。

不正の手段により設計認証等を受けたとき。

二第十二条の四、第十二条の五第二項若しくは第三項又は前条の 規定に違反したとき。

2原子力規制委員会は、前項各号のいずれかに該当する認証機器製造者等およびその他の第十二条の五第二項若しくは第三項又は前条の規定に違反したものに対し、放射線障害を防止するため必要な限度において、当該不正又は違反に係る放射性同位元素装備機器の回収その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者、許可廃棄 業者等の義務等(第十二条の八一第三十三条の三)

(施設検査)

第十二条の八特定許可使用者(放射性同位元素(密封された放射性同位元素であって、その構造、使用状況等からみて放射線障害のおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の使用をする許可使用者(貯蔵する放射性同位元素の密封の有無に応じて政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を設置するものに限る。)又は放射線発生装置の使用をする許可使用者をいう。以下同じ。)は、使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下「使用施設等」という。)を設置したとき、又は第十条第二項の許可を受けて使用施設等の位置、構造若しくは設備若しくは貯蔵施設の貯蔵能力の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該使用施設等について原子力規制委員会または原子力規制委員会の登録を受けた者(以下「登録検査機関」という。)の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該使用施設等の使用をしてはならない。

2許可廃棄業者は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下「廃棄物詰替施設等」という。)を設置したとき、または第十一条第二項の許可を受けて廃棄物詰替施設等の位置、構造若しくは設備の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃棄物詰替施設等について原子力規制委員会又は登録検査機関の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該廃棄物詰替施設等の使用をしてはならない。

3前二項の規定による検査(以下「施設検査」という。)において、使用施設等又は廃棄物詰替施設等の設置又は変更が第三条第一項本文若しくは第四条の二第一項の許可または第十条第二項若しくは第十一条第二項の変更の許可の内容(第八条第一項(第十条第三項及び第十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件を含む。)に適合しているときは、合格とする。

(定期検査)

第十二条の九特定許可使用者は、使用施設等について、原子力規制委員会規 則で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、原子力規制委員会又は 登録検査機関の検査を受けなければならない。

2許可廃棄業者は、廃棄物詰替施設等(廃棄物埋設地(その附属設備を含む。 以下同じ。)である廃棄施設を除く。)について、原子力規制委員会規則で 定めるところにより、政令で定める期間ごとに、原子力規制委員会又は登録 検査機関の検査を受けなければならない。

3前二項の規定による検査(以下「定期検査」という。)は、当該使用施設等または廃棄物詰替施設等がそれぞれ第六条第一号から第三号まで又は第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(定期確認)

第十二条の十特定許可使用者又は許可廃棄業者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、原子力規制委員会又は原子力規制委員会の登録を受けた者(以下「登録定期確認機関」という。)の確認(以下「定期確認」という。)を受けなければならない。

一第二十条第一項及び第二項の原子力規制委員会規則で定めるところにより放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線による汚染(以下「放射性同位元素等による汚染」という。)の状況が測定され、その結果について同情第三項の記録が作成され、保存されていること。

二第二十五条第一項又は第三項の帳簿が、それぞれ同条第一項又は第三項の原子力規制委員会規則で定めるところにより記載され、同条第四項の原子力規制委員会規則で定めるところにより保存されていること。

(使用施設等の基準適合義務)

第十三条許可使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造 及び設備を第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維 持しなければならない。

2届出使用者は、その貯蔵施設の位置、構造及び設備を原子力規制委員会規 則で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

3許可廃棄業者は、その破棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(使用施設等の基準適合命令)

第十四条原子力規制委員会は、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造 又は設備が第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合していないと 認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、許可使用者に対し、使用 施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。 2原子力規制委員会は、貯蔵施設の位置、構造又は設備が前条第二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるために、届けで使用者に対し、貯蔵施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

3原子力規制委員会は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、許可廃棄業者に対し、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

(使用の基準)

第十五条許可使用者および届出使用者(以下「許可届出使用者」という。) は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合においては、原子 力規制委員会規則で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために 必要な措置を講じなければならない。

2原子力規制委員会は、放射性同位元素又は放射線発生装置の仕様に関する 措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用 者に対し、使用の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を 命ずることができる。

(保管の基準等)

第十六条許可届出使用者および許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物を保管する場合においては、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2原子力規制委員会は、放射性同位元素又は放射性汚染物の保管に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、保管の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

3届出販売業者又は届出賃貸業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物の保管については、許可届出使用者に委託しなければならない。

(運搬の基準)

第十七条許可届出使用者および許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性 汚染物を向上又は事業所(許可届出使用者にあっては使用施設、貯蔵施設又は 廃棄施設を設置した工場又は事業所、許可廃棄業者にあっては廃棄詰替施設、 廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設を設置した廃棄事業所をいう。以下同じ。)に おいて運搬する場合においては、原子力規制委員会規則で定める技術上の基 準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2前項の場合において、原子力規制委員会は、放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

(運搬に関する確認等)

第十八条許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらのものから運搬を委託されたもの(以下「許可届出使用者等」という。)は、放射性同位元素又は放射性汚染物を向上又は事業所の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、原子力規制委員会規則(鉄道、起動、索道無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬するものについての措置を除き、国土交通省令)で定める記述上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2前項の場合において、放射性同位元素又は放射性汚染物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、許可届出使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、鉄道、起動、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置(運搬する物についての措置を除く。)にあっては国土交通大臣(当該措置のうち国土交通省令で定めるものにあっては、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録運搬方法確認機関」という。)又は国土交通大臣)の確認(以下「運搬方法確認」という。)を、その他の運搬に関する措置にあっては原子力規制委員会(事項の承認を受けた容器を用いて運搬する物についての措置にあっては、原子力規制委員会の登録を受けた者(以下「登録運搬物確認機関」という。)又は原子力規制委員会)の確認(以下「運搬物確認」という。)又は原子力規制委員会)の確認(以下「運搬物確認」という。)を受けなければならない。

3許可届出使用者等は、運搬に使う容器について、あらかじめ、原子力規制 委員会の承認を受けた容器については、第一項の技術上の基準のうち容器に 関する基準は、満たされたものとする。

4 第一項の場合において、原子力規制委員会又は国土交通大臣は、放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者等に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

5第一項に規定する場合において、放射性同位元素または放射性汚染物による放射線障害を防止して公共の安全を確保するため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、許可届出使用者等は、内閣府令で定

めるところにより、放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬する旨を都道府 県公安委員会に届け出なければならない。

6 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があった場合において、放 射線障害を防止して公共の安全を確保するため必要があると認めるときは、 内閣府令で定めるところにより、運搬の日時、経路その他内閣府令で定める 事項について、必要な指示をすることができる。

7 放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬する場合には、第五項の規定により届け出たところに従って(前項の指示があったときは、その内容に従って) 運搬しなければならない。

8警察官は、自動車又は軽車両により運搬される放射性同位元素又は放射性汚染物による放射線障害を防止して公共の安全を図るため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを運搬するものに対し、内閣府令で定めるところにより、第五項の規定により届け出たところに従って(第六項の指示があったときは、その内容に従って)運搬しているかどうかについて検査し、又は放射線障害を防止するため、前三項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

9前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第五項の届出及び第六項の指示に関し必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定める。

(廃棄の基準等)

第十九条許可届出使用者および許可廃棄業者は、放射線同位元素又は放射線 汚染物を向上又は事業所において廃棄する場合においては、原子力規制委員 会規則で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置 を講じなければならない。

2許可届出使用者および許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物を工場又は事業所の外において廃棄する場合においては、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

3原子力規制委員会は、放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄に関する措置が前二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、廃棄の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

4届出販売業者又は届出賃貸業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄 については、許可届出使用者又は許可廃棄業者に委託しなければならない。

5前項に定めるもののほか、表示付認証機器又は表示付特定認証機器(以下「表示付認証機器等」という。)を廃棄しようとする者(許可届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。)は、許可届出使用者又は許可廃棄業者に委託しなければならない。

(廃棄に関する確認)

第十九条の二許可届出使用者および許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物を工場又は事業所の外において廃棄する場合において、放射性同位元素又は放射性汚染物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令でさだめる場合に該当するときは、その廃棄に関する措置が前条第二項の技術上の基準に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

2廃棄物埋設をしようとする許可廃棄業者は、その都度、当該廃棄物埋設において講ずる措置が前条第一項の技術上の基準に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会又は原子力規制委員会の登録を受けた者(以下、「登録埋設確認機関」という。)の確認(以下「埋設確認」という。)を受けなければならない。

(測定)

第二十条許可届出使用者および許可廃棄業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況を測定しなければならない。

2 許可届出使用者および許可廃棄業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入った者について、その者の受けた放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況を測定しなければならない。

3許可届出使用者および許可廃棄業者は前二項の測定の結果について記録の 作成、保存その他の原子力規制委員会規則で定める措置を講じなければなら ない。

(放射線障害予防規定)

第二十一条許可届出使用者、届出販売業者(表示付認証機器等のみを販売する者を除く。以下この条において同じ。)、届出賃貸業者(表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。以下この条において同じ。)及び許可廃棄業者は、放射線障害を防止するため、原子力規制委員会規則で定めるところによ

り、放射線同位元素若しくは放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄の行を開始する前に、放射線障害予防規定を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。

2原子力規制委員会は、放射線障害を防止するために必要があると認めると きは、許可届出使用者、届出販売業者、届け出賃貸業者又は許可廃棄業者に 対し、放射線障害予防規定の変更を命ずることができる。

3許可届出使用者、届出販売業者、届け出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放 射線障害予防規定を変更したときは、変更の日から三十日以内に、原子力規 制委員会に届け出なければならない。

(教育訓練)

第二十二条許可届出使用者および許可廃棄業者は、使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射線障害予防規定の周知その他を図るほか、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

(健康診断)

第二十三条許可届出使用者および許可廃棄業者は、原子力規制委員会規則で 定めるところにより、使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施 設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、健康診断を行わなければならない。

2許可届出使用者および許可廃棄業者は、前項の健康診断の結果について記録の作成、保存その他の原子力規制委員会規則で定める措置を講じなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第二十四条許可届出使用者(表示付認証機器使用者を含む。)、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設への立入りの制限その他保険条必要な措置を講じなければならない。

(記帳義務)

第二十五条許可届出使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、 帳簿を組内、次の事項を記載しなければならない。

- 放射性同位元素の使用、保管又は廃棄に関する事項

- 二 放射線発生装置の使用に関する事項
- 三 放射性汚染物の廃棄に関する事項

四 その他放射線障害の防止に関し必要な事項

2届出販売業者及び届出賃貸業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素の販売、賃貸、保管又は廃棄に関する 事項並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 許可廃棄業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素又は放射性汚染物の保管または廃棄に関する事項及び第 一項第四項に掲げる事項を記載しなければならない。

4前三項の帳簿は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保存しなければならない。

(表示付認証機器等の使用等に係る特例)

第二十五条の二第十五条から第十七条まで及び第二十条から第二十三条まで の規定は、表示付認証機器等の認証条件に従った使用、保管及び運搬につい ては、適用しない。

2許可届出使用者等が表示付認証機器等の認証条件に従った運搬を行う場合 における第十八条の規定の適用については、同条第一項中「(船舶又は航空機 により運搬する場合を除く。)」とあるのは「(鉄道、起動、索道、無軌条電 車、自動車及び軽車両により運搬する場合に限る。)」と、「原子力規制委員 会規則(鉄道、起動、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬につい ては、運搬する物についての措置を除き、国土交通省令)で定める技術上の 基準」とあるのは「国土交通省令で定める技術上の基準」と、「必要な措置」 とあるのは「必要な措置(運搬する物についての措置を除く。)」と、同条第 二項中「その運搬に関する措置」とあるのは「その運搬に関する措置(運搬す る物についての措置を除く。)」と、「鉄道、起動、索道、無軌条電車、自動 車及び軽車両による運搬に関する措置(運搬する物についての措置を除く。) にあっては国土交通大臣(当該措置のうち国土交通省令で定めるものにあっ ては、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録運搬方法確認機関」とい う。)又は国土交通大臣)の確認(以下「運搬方法確認」という。)を、そ の他の運搬に関する措置にあっては原子力規制委員会(事項の承認を受けた 容器を用いて運搬する物についての措置にあっては、原子力規制委員会の登 録を受けた者(以下「登録運搬物確認機関」という。)又は原子力規制委員 会)の確認(以下「運搬物確認」という。)」とあるのは「国土交通大臣(国 土交通省令で定めるものにあっては、国土交通大臣の登録を受けた者(以下 「登録運搬方法確認機関」という。)又は国土交通大臣)の確認(以下「運搬 方法確認」という。)」と、同条第四項中「原子力規制委員会又は国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣」とする。この場合において、同条第三項の 規定は、適用しない。

3前項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項、第二項及び第四項の規定は、許可届出使用者等以外の者が表示付認証機器等の認証条件に従った運搬を行う場合について準用する。

4 許可届出使用者が行う表示付認証機器等の認証条件に従った使用及び保管についての前条第一項の規定の適用については、同項中「次の事項」とあるのは「第一号および第三号の事項」と、同項第一号中「使用、保管または廃棄」とあるのは「廃棄」とする。

5 前条第二項及び第四項の規定は、表示付特定認証機器については、適用しない。

(許可の取消し等)

第二十六条原子力規制委員会は、許可使用者または許可廃棄業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第三条第一項本文若しくは第四条の二第一項の許可を取り消し、または一年以内の期間を定めて放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用若しくは放射性同元素若しくは放射性汚染物の廃棄の停止を命ずることができる。

一第五条第一項第二号から第四号までまたは同条第二項各号のいずれかに該当するに至った場合

二第八条第一項(第十条第三項及び第十一条第三項において準用する場合を含む。)の条件に違反した場合

三第十条第二項又は第十一条第二項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないで変更した場合

四第十条第五項又は第六項の規定により届け出なければならない 事項を届け出ないで変更した場合

五第十二条の八第一項若しくは第二項または第十二条の九第一項 若しくは第二項の規定に違反した場合

六 第十三条第一項又は第三項の規定に違反した場合

七 第十四条第一項又は第三項の規定による命令に違反した場合

八第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条 第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の技術上の基準に違反 した場合 九第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条 第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した場合

+ 第十八条第二項又は第十九条の二第一項の規定に違反した場合

十一第二十条、第二十三条、第二十四条又は第二十五条第一項、 第三項若しくは第四項の規定に違反した場合

十二第二十九条第一号若しくは第五号又は第三十条第一号若しく は第四号の規定に違反した場合

十三第三十四条第位置項又は第三十七条第一項および第二項の規 定に違反したとき

十四 第三十八条の規定による命令に違反した場合

2原子力規制委員会は、届出使用者、届出販売業者又は届出賃貸業者が次位 の各号のいずれかに該当する場合は、一年以内の期間を定めて放射性同位元 素の使用、販売または賃貸の停止を命ずることができる。

- 一第三条の二第二項又は第四条第二項の規定により届け出なけれ ばならない事項を届け出ないで変更した場合
- 二 第十三条第二項の規定に違反した場合
- 三 第十四条第二項の規定による命令に違反した場合

四第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条 第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の技術上の基準に違反 した場合

五第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条 第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した場合

六第十六条第三項、第十八条第二項、第十九条第四項又は第十九 条の二第一項の規定に違反した場合

七第二十条、第二十三条、第二十四条又は第二十五条第一項、第 二項若しくは第四項の規定に違反した場合

八第二十九条第二号から第四号まで又は第三十条第二号若しくは 第三号の規定に違反した場合

九第三十四章第一項又は第三十七条第一項および第二項の規定に 違反した場合

+ 第三十八条の規定による命令に違反した場合

(合併等)

第二十六条の二許可使用者である法人の合併の場合(許可使用者である法人と許可使用者でない法人とが合併する場合において、許可使用者である法人が存続する時を除く。)又は分割の場合(当該許可に係るすべての放射性同位元素又は放射線発生装置及び放射性汚染物並びに使用施設等を一体として承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素若しくは放射線発生装置及び放射性汚染物並びに使用施設等を一体として承継した法人は、許可使用者の地位を承継する。

2許可廃棄業者である法人の合併の場合(許可廃棄業者である法人と許可廃棄業者でない法人とが合併する場合において、許可廃棄業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係るすべての放射性同位元素及び放射性汚染物並びに廃棄物詰替施設等を一体として承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性汚染物並びに廃棄物詰替施設等を一体として承継した法人は、許可廃棄業者の地位を承継する。

3第五条、第六条及び第八条の規定は第一項の認可に、第五条、第七条及び 第八条の規定は前項の認可に準用する。この場合において、第五条中「次の 各号のいずれかに該当するもの」とあるのは、第一項の認可にあっては「合 併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放 射性同位元素若しくは放射線発生装置及び放射性汚染物並びに使用施設等を 一体として承継した法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と、前項の 認可にあっては「合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又 は分割により当該放射性同位元素及び放射性汚染物並びに廃棄物詰替施設等 を一体として承継した法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替 えるものとする。

4届けで使用者である法人の合併の場合(届けで使用者である法人と届けで使用者でない法人とが合併する場合において、届出使用者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該届出に係るすべての放射性同位元素及び放射性汚染物並びに貯蔵施設を一体として承継させる場合に限る。)において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性汚染物並びに貯蔵施設を一体として承継した法人は、届出使用者の地位を承継することができる。

5表示付認証機器届出使用者である法人の合併の場合(表示付認証届出使用者である法人と表示付認証機器届出使用者でない法人とが合併する場合にお

いて、表示付認証機器届出使用者である法人が存続するときを除く。)又は 分割の場合(当該届出に係るすべての表示付認証機器を承継させる場合に限 る。)において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又 は分割により当該表示付認証機器を承継した法人は、表示付認証機器届出使 用者の地位を承継することができる。

6届出販売業者である法人の合併の場合(届出販売業者である法人と届出販売業者でない法人とが合併する場合において、届出販売業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該届出に係るすべての放射性同位元素を承継させる場合に限る。)において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素を承継した法人は、届出販売業者の地位を承継することができる。

7届出賃貸業者である法人の場合(届出賃貸業者である法人と届出賃貸業者でない法人とが合併する場合において、届出賃貸業者が存続するときを除く。) 又は分割の場合(当該届出に係るすべての放射性同位元素を承継させる場合に限る。)において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素を承継した法人は、届出賃貸業者の地位を承継することができる。

8第四項から前項までの規定により届出使用者、表示付認証機器届出使用者、 届出販売業者又は届出賃貸業者の地位を承継した法人は、承継の日から三十 日以内に、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規 制委員会に届け出なければならない。

(許可廃棄業者の相続)

第二十六条の三許可廃棄業者(廃棄物埋設のみを行う者に限る。以下この条において同じ。)について相続があったときは、相続人は、許可廃棄業者の地位を承継する。

2前項の規定により許可廃棄業者の地位を承継した相続人は、相続の日から 三十日以内に、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子 力規制委員会に届け出なければならない。

(廃棄物埋設地の譲受け等)

第二十六条の四許可廃棄業者(廃棄物埋設を行う者に限る。)からその設置 した廃棄物埋設巷は廃棄物埋設地を含む一体としての廃棄物詰替施設等を譲 り受けようとするものは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の 許可を受けなければならない。

2 第五条、第七条および第八条の規定は、前項の許可について準用する。

3第一項の許可を受けて許可廃棄業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての廃棄物詰替施設等を譲り受けた者は、当該廃棄物埋設池に係る許可廃棄業者の地位を承継する。

(使用の廃止等の届出)

第二十七条第二十六条第一項に規定する場合を除き、許可届出使用者(表示付認証機器届出使用者を含む。以下この条において同じ。)がその許可又は届出に係る放射性同位元素若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止したとき、又は届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者がその業を廃止したときは、その許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、其の旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項本文又は第四条の二第 一項の許可は、その効力を失う。

3許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が死亡し、又は法人である許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が解散し、若しくは分割をした場合において、第二十六条の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は第二十六条の三第一項の規定による承継がなかったときは、その相続人若しくは相続人に変わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人若しくは分割により放射性同位元素、放射線発生装置、放射性汚染物、使用施設等若しくは廃棄物詰替施設等を承継した法人は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置等)

第二十八条第二十六条第一項の規定により許可を取り消された許可使用者若しくは許可廃棄業者又は前条第一項若しくは第三項(第七項の規定により適用する場合を含む。)の規定により届出をしなければならない者(以下「許可取消使用者等」という。)は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放射性汚染物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 許可取消使用者等は、前項の措置を講じようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該措置に関する計画(以下「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 許可取消使用者等は、前項の規定により届け出た廃止措置計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではない。

4 許可取消使用者等は、前二項の規定により届け出た廃止措置計画(前項の 規定による変更の届出又は同項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、 その変更後のもの)に従って第一項の措置を講じなければならない。

5 許可取消使用者等は、廃止措置計画に記載した措置が終了したときには、 遅滞なく、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨およびその 講じた措置の内容を原子力規制委員会に報告しなければならない。

6原子力規制委員会は、許可取消使用者等の講じた措置が適切でないと認めるときは、許可取消使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

7許可取消使用者等であって、従前の許可届出使用者、表示付認証機器届出 使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に係るものは、第一 項の規定により講ずべき措置が完了するまでの間は、政令で定めるところに より、それぞれ許可届出使用者、表示付認証機器使用者若しくは表示付認証 機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなして、 第十六条から第十九条の二まで、第二十四条、第二十五条の二第一項から第 三項まで、前条第三項、次条第八号、第三十条第九号及び第十号、第三十条の 二、第三十一条の二から第三十三条の三まで、第四十二条、第四十三条の二 並びに別表第三から別表第五までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。) を適用する。この場合において、第十六条第三項中「許可届出使用者」とあ るのは「許可届出使用者(第二十八条第七項の規定により許可届出使用者と みなされるものを除く。)」と、第十九条第四項及び第五項中「許可廃棄業 者」とあるのは「許可廃棄業者(第二十八条第七項の規定により許可届出使 用者又は許可廃棄業者とみなされるものを除く。)に」と、第二十五条の二 第一項中「第十五条から第十七条まで及び第二十条から第二十三条まで」と あるのは「第十六条及び第十七条」と、「使用、保管」とあるのは「保管」と、 前条第三項中「分割をした場合において、第二十六条の二第一項、第二項若 しくは第四項から第七項まで又は第二十六条の三第一項の規定による承継が なかったときは」とあるのは「分割をしたとき」と、次条第八号中「許可廃 棄業者に」とあるのは「許可廃棄業者(前条第七項の規定により許可届出使 用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされるものを除 く。)に」と、第三十条第十号中「運搬のために所持する場合」とあるのは 「運搬のために所持する場合及び第二十四条又は第三十三条第一項若しくは第 三項の措置を講ずるために所持する場合」とする。

8前項の規定により第二十四場および第三十三条の規定を適用する場合における第三十条第八号の規定(当該規定に係る罰則を含む。)の適用については、同号中「運搬のためにん所持する場合」とあるのは、「運搬のために所持する場合及び第二十四条又は第三十三条第一項若しくは第三項の措置を講ずるために所持する場合」とする。

第四章放射線取扱主任者(第三十四条一第三十八条)

第五章登録認証機関等(第三十九条一第四十一条の四十)

第六章雑則(第四十二条一第五十条)

第七章罰則(第五十一条一第六十一条)

第八章外国船舶に係る担保均等の提供による釈放等(第六十二 条一第六十六条)

附則